

## ○知っておこう！障がい者のマーク 答え



No.	名称	マークの意味
1	障害者のための国際シンボルマーク	障がいをもつ人々が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。 建物の規定などマークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。なお、このマークは、すべての障がい者を対象としたもので、とくに車イスを利用する障がい者を限定し使用されるものではありません。
2	身体障害者標識（障害者マーク）	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する自動車に貼るマークで、道路交通法に定められています。自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。 なお、やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。
3	聴覚障害者シンボルマーク	聴覚障がいのコミュニケーションの円滑化を図るために国内で使用されているマークです。聴覚障がいの方は、見た目には分からないために、誤解されたりするなど、社会生活をするうえで心配が少なくありません。預金通帳や診察券などに貼ったり、表示したりして利用します。
4	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。 「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークをみかけたり、補助犬を連れてくる方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いいたします。
5	オストメイトマーク	人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。
6	ハートプラスマーク	「身体内部に障がいを持つ人」を表すマークです。 身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)の障がいをお持ちの方は外見から分りにくいため、さまざまな誤解を受けることがあります。内部障がいの方の中には、「電車などの優先席に座りたい」、「近辺での携帯電話使用を控えてほしい」といったことをじっと我慢されている方がいます。 このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮をお願いいたします。 ※このマークは、内部障がいの方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

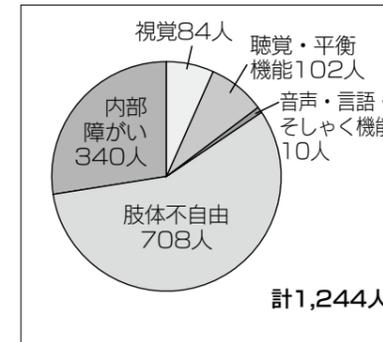
### ○障がい者とは・・・

障がい者とは、身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがあるため、長期にわたり日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人のことを言います。

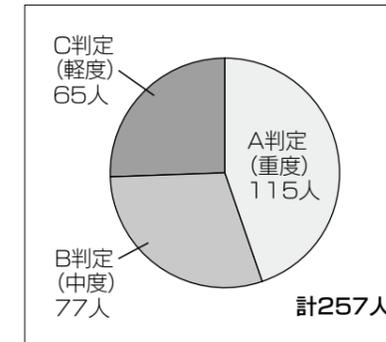
◎市内の障がい者の人数（平成21年10月1日現在）

身体障がい	知的障がい	精神障がい
視覚、聴覚または平衡機能、音声機能・言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由と内部機能（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫）に障がいがある人	知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障があるために、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人	統合失調症、精神作用物質（アルコールや薬物）による急性中毒またはその依存症、その他の精神疾患がある人

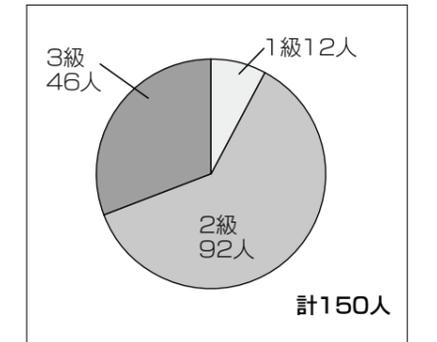
#### ◆身体障がい者手帳交付者数



#### ◆療育手帳交付者数



#### ◆精神障がい者保健福祉手帳交付者数



#### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現し、日常生活や社会生活に制限を受ける状態にある人

#### 高次脳機能障がい

事故・病気などによる頭部外傷、脳血管障がいなどによる脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、日常生活・社会生活への適応が困難となる人

### ○障がい者地域生活支援施設「みんなの家」（芳川町）

障がい者が「おためし外泊」体験や、さまざまな生活訓練を通して、地域生活に向けての「不安」を「自信」に変えていくための施設です。また、障がい者と地域住民の交流を通して、互いの理解を深めていくことを目的とした「地域の居場所」となる施設です。

#### 利用できる方

- ・市内在住の障がい者（家族や介護者と一緒に利用できます）
- ・市内の障がい当事者団体
- ・その他、市内在住者や市内に存する団体も利用できる場合があります。

#### 利用方法

年度ごとに登録を行う「登録利用」と、利用の度に申請を行う「随時利用」があります。どちらの場合もいきいき広場内地域福祉グループで申請が必要です。

#### 使用料

- ・登録利用者 1年間 4,800円
- ・随時利用者 宿泊以外の利用の場合 1時間 100円
- ・随時利用者 宿泊利用の場合 1泊 900円

